

川 防 発 第 1 5 号
令和 7 年 3 月 3 1 日

川口市監査委員	澤野	高雄	様
同	金井	洋	様
同	福田	洋子	様
同	青山	聖子	様

川口市長 奥ノ木 信夫



定期監査結果（指摘）に基づく措置について（通知）

令和 6 年 2 月 1 日執行の危機管理部定期監査結果について、下記のとおり措置を講じましたので、地方自治法第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により通知します。

記

指摘事項

契約事務について（防犯対策室）

防犯対策室の消耗品において、一括して発注可能な消耗品が分割発注されており、川口市契約に関する規則に則って行われていないものが見受けられたので、適正に事務を執行されたい。

講じた措置の内容

令和 5 年度の定期監査結果による指摘を受けたのち、あらためて消耗品の発注に際しては、川口市契約に関する規則に則り処理を実施するよう室内職員で共有し、令和 6 年 4 月 1 日付けの消耗品の発注より適正に執行しました。

